国保の都道府県化（概要）　1

【資料１】

1　制度改正の背景（持続可能な保険制度への見直し）

■国保の構造的な課題
・小規模市町村ではリスク分散が困難
・所得の低い加入者が多い
・医療費や保険料の地域差が大きい

■市町村個別の課題
・法定外の繰入及び赤字の原則解消
・健康づくりなど医療費適正化の推進
・保険料収納率の向上

制度改正

【現行】市町村が個々に運営

・広域化で財政基盤強化
・国の財政支援の強化

【H30～】北海道と市町村の共同運営

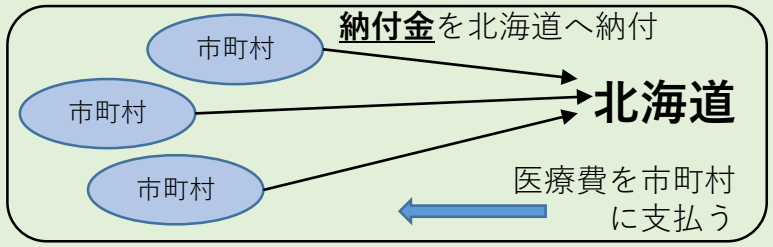

保険料の決定や収納、保険証の発行などは、これまでどおり市町村が行なう

改正による効果

■負担の公平化
→保険料の平準化と「見える化」の推進
■財政の安定化
→赤字の発生や繰入の必要性が減少
■事務の広域化推進
→標準システムの運用による国保事務の標準化及び効率化

2　北海道国民健康保険運営方針（平成29年8月北海道が策定）

■方針策定の趣旨
北海道と市町村が一体となり国保事務を運営するための統一的な方針として策定。
（策定根拠）国民健康保険法82条の２

【主な記載内容】

○医療費の動向と将来見通し
○財政収支の改善と均衡
○赤字解消・削減の取組み
目標年次の設定

○保険料水準の将来的統一
○国保事業費納付金の算定方法
○標準的保険料率の算定

○保険料徴収の適正な実施
○保険給付の適正な実施
○事務の広域化・効率化推進

国保の都道府県化（概要）　2

3　国保事業費納付金制度の概要

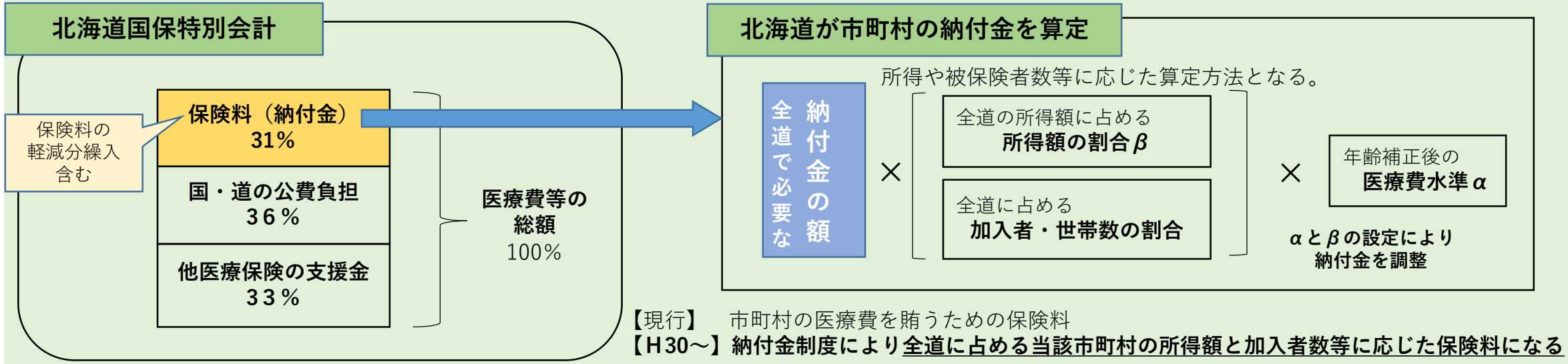

【現行】　市町村の医療費を賄うための保険料
【H30～】納付金制度により全道に占める当該市町村の所得額と加入者数等に応じた保険料になる

4　標準保険料率

【北海道】
将来的な保険料負担の平準化と標準的な加入者負担の見える化を進める
↓
市町村ごとの『標準保険料率』を示す

【市町村】
『標準保険料率』を参考に所得や世帯状況などそれぞれの状況に応じた保険料を定める

5　解消・削減すべき赤字

平成３０年度以降、追加公費の投入や納付金制度の導入、財政安定化基金の設置等により、制度の構造上は赤字を解消しやすい仕組みになる。そのため、赤字のある市町村は、標準的な保険料率に近づけるなどにより、単年度赤字を計画的に解消しなければならない。

解消・削減すべき赤字の額　＝　**決算補填目的の法定外一般会計繰入金**